

消費税率の引上げ等に伴う障害福祉サービス等報酬の取扱いについて（案）

1 消費税率の引上げ関係（資料 3 - 2 参照）

平成 26 年 4 月に消費税率が現行の 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、障害福祉サービス等報酬等においても、影響する相当分について上乘せ等を行う。

障害福祉サービス等報酬

基本報酬単位への上乗せ

消費税影響分を適切に手当するため、各サービスの給付費対象費用から人件費その他の非課税品目を除いた課税費用率を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数へ上乘せする。

加算の取扱い

各加算については、加算内容に占める課税割合が軽微である、又はもとの単位数が小さく上乘せが 1 単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乘せする。

国庫負担基準の見直し

市町村に対する国庫負担基準については、報酬単価に連動して見直しを行う。

2 障害者総合支援法平成 26 年度施行分関係

ケアホーム・グループホームの一元化

現行のケアホーム、グループホームが円滑に移行できるよう、それぞれの報酬水準を基本として、一元化後の介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬を設定する。外部サービス利用型の介護サービスの報酬は、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定するが、介護サービス包括型の報酬水準や在宅の障害者の標準的な居宅介護の利用実績等を勘案した仕組みとする。

現行のケアホーム、グループホームに設けられている加算は、基本的に一元化後のグループホームにおいても算定できるようにする。その上で、

- ・ 日中の支援体制を評価する「日中支援加算」、
- ・ 夜間の支援体制を評価する「夜間支援体制加算等」、
- ・ 医療が必要な者に対する支援体制等を評価する「医療連携体制加算」、
- ・ 単身等への生活に向けた支援を評価する「自立生活支援加算」、

について、障害者の地域生活の推進に関する検討の議論も踏まえつつ、算定要件等の見直しを行う。

生活介護における医師配置の見直し（資料 3 - 3 参照）

生活介護において医師を配置しない場合への対応（基本報酬の見直し）

3 今後の日程（案）

1 月下旬 ～ 2 月下旬：パブコメ期間

3 月上旬：報酬告示、通知等発出